

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき市の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 本市の執行機関に、別表に掲げる附属機関を設置する。

2 市長その他の執行機関は、附属機関における調停、審査、審議又は調査のために必要があると認めるときは、当該附属機関に分科会、部会その他これらに類する組織を設け、又は専門委員若しくは臨時委員を置くことができる。

（報酬及び費用弁償）

第3条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償は、別に条例で定める。

（その他）

第4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

（抜粋）

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

| 名称 | 担当事務 | 委員の定数又は上限の数 |
|--------------|--|-------------|
| 岸和田市子ども・若者会議 | 岸和田市子ども計画（子ども基本法（令和4年法律第77号）第10条第2項に規定する市町村子ども計画をいう。）についての調査審議に関する事務 | 19人以内 |

備考 委員の定数又は上限の数には、専門委員及び臨時委員を含まない。